

社会福祉法人愛護会

女性活躍推進法に関わる一般事業主行動計画

女性が職場において、その能力を十分に発揮できる環境を整備することにより女性職員が継続して勤務できるようこの計画を定めます。

1、 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日

2、 課題

- ① 男女間で勤続年数に差がある。
- ② 残業時間の削減

3、 目標

- ① 女性が長く勤務できるように、短時間職員等を正職員（短時間正職員）にする制度を創設し、1人以上短時間正職員を配置する。
- ② 労働者全体の残業時間を月平均15時間以内とする。

4、 取組内容

目標①について

○令和2年4月～ 職員にアンケートを実施する。

○令和3年4月～ 制度の検討を行う。

○令和4年4月～ 職員への周知等を行う

○令和5年4月～ 制度を施行する。

○令和5年4月～ 制度のフォローアップ及び必要に応じて見直し検討をする。

目標②について

○令和2年4月～ 業務の優先づけや業務分担の見直しを行う。

○令和3年4月～ ノー残業デーや定時退社の呼びかけをする。

○令和4年4月～ 法人（事業所）のワークライフバランスの取組について、顧客・関係企業等に理解を呼びかける。